

国による「電気・ガス価格激変緩和対策事業」に係る 電気料金軽減措置についての実施要綱

(1) 概要

電気・都市ガスの使用量に応じた料金の値引きを行い、急激な料金の上昇によって影響を受ける家庭・企業等を支援するため、2022年10月28日に閣議決定された「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による電気料金軽減措置を実施いたします。

(2) 適用範囲

この実施要綱は、電気需給約款等に基づき低圧または高圧で電気の供給を受けるお客様に適用いたします。

(3) 対象となる電力使用期間

対象となる電力使用期間は、2023年1月の検針日から2023年10月の検針日前日までといたします。

(4) 国による電気料金軽減措置割引額単価

前項（対象となる電力使用期間）に定める期間における電力量料金は、下記に定める国による電気料金軽減措置割引額を差し引いたものといたします。

電力使用期間	電気料金軽減措置割引額		
2023年1月検針日から2023年9月検針日の前日まで	1キロワット時につき	高圧	3円50銭（税込）
		低圧	7円00銭（税込）
2023年9月検針日から2023年10月検針日の前日まで	1キロワット時につき	高圧	1円80銭（税込）
		低圧	3円50銭（税込）

(5) 適用開始日

この実施要綱は2022年12月1日から適用いたします。